宮崎市郡医師会病院等建替整備
実施設計技術協力事業者（施工予定者）
選定プロポーザル実施要領

平成 29 年 4 月

公益社団法人　宮崎市郡医師会

1．概要

宮崎市郡医師会は、病院、臨床検査センター、成人病検診センター、看護専門学校、事務局の複合的な移転建替整備に向けて設計業務を進めており、基本設計後に行う実施設計では、工事施工者の独自技術や経験・知識等を設計に反映するとともに、建設労務者の不足や高騰する建設コストの現状を踏まえて、確実な工事施工に結びつけるために、ＥＣＩ方式を採用し、実施設計技術協力事業者（施工予定者）を選定する。

2．発注者

公益社団法人　宮崎市郡医師会

3．事業概要

工 事 名	宮崎市郡医師会病院等移転新築工事
工事場所	宮崎市大字柏原及び大字有田の各一部
敷地面積	約 45,000 ㎡
用途地域	市街化調整区域（建ぺい率　60%、容積率　200%）
主要道路	幅員 12m（車道 9m、歩道 3m）
工事概要	① 病院棟（臨床検査センターを含む） 延床面積：22,950 ㎡ 構　　造：鉄筋コンクリート造（基礎免震構造） 階　　数：地上６階建 ② 緩和ケア棟 延床面積：650 ㎡ 構　　造：鉄筋コンクリート造 階　　数：地上１階建 ③ 看護専門学校棟（事務局・健診センターを含む） 延床面積：4,900 ㎡ 構　　造：鉄骨造 階　　数：地上４階建 ④ エネルギーセンター 延床面積：1,200 ㎡ 構　　造：鉄筋コンクリート造 階　　数：地上２階建 ⑤ 連絡通路棟 延床面積：60 ㎡ 構　　造：鉄骨造 階　　数：地上１階建

	⑥ 院内保育棟 延床面積：120㎡ 構　　造：鉄骨造 階　　数：地上１階建 ○ マニホールド棟（外構工事） 延床面積：12㎡ 構　　造：鉄筋コンクリート造・小屋組み（Ｓ造） 階　　数：地上１階建 ○ 受水槽（外構工事） 延床面積：180㎡ 構　　造：鉄筋コンクリート造 階　　数：地上１階建 ○ 廃棄物保管庫（外構工事） 延床面積：32㎡ 構　　造：鉄筋コンクリート造 階　　数：地上１階建
工事範囲	① 建築工事 ② 電気設備工事 ③ 給排水衛生設備工事 ④ 空調換気設備工事 ⑤ 外構工事 ⑥ 植栽工事
事業期間	実施設計　平成 29 年８月～平成 30 年４月 建設工事　平成 30 年 10 月（着工予定） 開院準備及び引越し期間として約３か月を想定 開院予定　平成 32 年８月 現段階のスケジュールであり、宮崎市が行う造成工事等の進捗状況によっては多少のズレが生じる可能性がある。建設工事の着工時期については、実施設計終了までには確定する。
設計者	株式会社久米設計 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本・実施設計業務の受注者
基準（契約目標）金額	13,200,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む） 基本設計をまとめた際の概算工事金額。最終的に「基準（契約目標）金額」の範囲内に収めるように発注者及び設計者並びに実施設計技術協力事業者（施工予定者）の三者が協働して取り組むこと。

4. 実施設計技術協力事業者（施工予定者）の選定概要

（1）選定方式

工事施工者の独自技術や経験・知識等を実施設計に反映するため、VE 提案（コスト縮減と機能・品質の向上を図ることを目的に、機能を低下させずにコストを縮減するための提案）及び技術提案（以下、「技術提案等」という。）を求め、概算工事金額及び技術提案等（発注者が採用できると判断した項目）について総合的な評価を行い、実施設計技術協力事業者（施工予定者）を選定する「公募型プロポーザル方式」を適用する。

（2）選定方法

発注者が定める参加資格を満たす者から技術提案等を受け、評価点数が最も高い最優秀者（第１施工予定者）及び次点者（第２施工予定者）を選定する。

（3）選定委員会

宮崎市郡医師会建設推進委員会により審査する。

委 員 長　医師会会長

副委員長　医師会副会長

委　　員　医師会理事、医師会病院副院長、成人病検診センター所長

（4）審査の公表

審査結果は、参加者全員に文書にて通知するとともに、評価点数の最も高い最優秀者及び次点者を医師会病院ホームページに公表する。なお、審査結果については、一切の異議申立ては受け付けないものとする。

5. 実施設計技術協力事業者（施工予定者）の業務概要

（1）業務委託名称

宮崎市郡医師会病院等建替整備実施設計技術協力業務委託

（2）業務委託料の上限

5,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

（3）業務委託期間

契約を締結する日の翌日から平成 30 年 4 月 30 日まで

（4）業務委託内容

実施設計技術協力業務については、発注者及び設計者並びに実施設計技術協力事業者（施工予定者）の三者で実施設計の進め方、役割分担等を整理のうえ、業務を開始する。また、実施設計技術協力業務の開始時には、設計者より基本設計の内容説明、実施設計技術協力事業者（施工予定者）より技術提案等の説明を行い、情報の共有を行う。

① 設計全般に対する技術検証
② 施工実施方針及び施工計画の作成
ア　総合施工計画の検討、提案
イ　仮設計画の検討、提案
ウ　工事工程の検討、提案及び工程表の作成
③ 本プロポーザルで採用された技術提案等に関する図面及び計算書（構造、設備等）及び申請書類等の資料作成
④ VE 提案及びコスト縮減に関する技術提案
⑤ コスト管理支援
ア　全体工事費内訳明細書の作成及び更新
イ　発注者及び設計者からの技術提案に対する工事費内訳明細書の作成
ウ　全体工事費管理支援
エ　物価変動協議が必要な場合の資料作成
⑥ 三者協議会への出席
⑦ 実施設計ヒアリングへの出席
⑧ 委員会等への出席
⑨ 委員会等への協議資料作成支援
⑩ その他必要となる調査業務等
⑪ 報告書の作成

（5）業務委託の配置技術者

参加資格で示した監理技術者又は実施設計技術協力業務担当者名簿に記載する責任者等（本業務に関して指揮、監督を行う者）を配置すること。

（6）業務委託料の支払条件

完了後一括支払い

（7）業務の成果物

業務が完了した時は、次の成果物を提出すること。また、成果物は電子データとしても提出すること。なお、データ形式及び提出媒体等については事務局と協議すること。

① 総合工事工程表（提案時のものを修正し実施設計と合致したものとして提出）
② 総合仮設計画図（提案時のものを修正し実施設計と合致したものとして提出）
③ 全体工事費内訳明細書（提案時のものを修正し実施設計と合致したものとして提出）
④ 各種技術検証資料
⑤ 技術提案及び VE 提案に関する資料
⑥ 各種提案に関する成果物
⑦ 物価変動に関する説明資料（物価変動協議が必要な場合に限る）

⑧ 実施設計技術協力業務に係る協議議事録
⑨ その他、事務局が指示するもの

6. 工事請負契約締結までの過程

実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定から工事請負契約の締結までの流れは、以下のとおりとする。

（1）発注者は、本プロポーザルにより選定された最優秀者と実施設計技術協力業務委託の契約交渉を行い、発注者の定める実施設計技術協力業務委託料の上限の範囲内であった場合は、実施設計技術協力事業者（施工予定者）として契約を締結する。なお、最優秀者が辞退したとき、最優秀者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は契約の交渉が調わなかった場合は、次点者と契約の交渉を行う。なお、業務委託条件及び仕様等は、発注者及び最優秀者の双方での協議のうえ、契約段階において若干の調整を行うことがある。

（2）発注者は、実施設計技術協力事業者（施工予定者）と「基本協定書」を締結する。また、設計者及び実施設計技術協力事業者（施工予定者）と「協働協定書」を締結する。

（3）発注者は、基本協定書の締結にあたり、実施設計技術協力事業者（施工予定者）と以下の内容について確認する。

① 実施設計技術協力事業者（施工予定者）から提出された概算工事費見積内訳明細書及び採用された VE 提案内訳明細書の算出根拠及び考え方並びに妥当性について確認する。

② 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等から読み取れない内容に関して、実施設計技術協力事業者（施工予定者）から提出された概算工事費見積内訳明細書の算出根拠及び考え方並びに妥当性について確認する。なお、概算工事費見積内訳明細書と実施設計の着手時点で想定される実施設計の仕様に相違がある場合は、協議及び調整のうえ、必要に応じて設計仕様又は概算工事費見積内訳明細書の修正及び変更を行う。

③ 本プロポーザルにより実施設計技術協力事業者（施工予定者）から提出された概算工事費見積内訳明細書と実施設計期間におけるコストの乖離を防止するため、実施設計の仕様及びフィードバック方法等について確認する。その際には、実施設計技術協力事業者（施工予定者）から提出された概算工事費見積内訳明細書を実施設計業務期間におけるコストコントロールの根拠とし、発注者が定める「基準（契約目標）金額」の範囲内での工事請負契約の締結に向けて技術協力支援業務を行うことに合意し、その旨を基本協定書に記載する。

④ 発注者が必要と認める場合は、基本協定書の締結に向けての確認及び協議の場に、設計者を参加させる場合がある。

（4）発注者及び設計者並びに実施設計技術協力事業者（施工予定者）は、三者協議会を組織する。

（5）組織された三者協議会において、本プロポーザル及び実施設計業務の期間中に提案された技術提案等を基に、工事予算の策定に向けての工法や仕様について協議する。

（6）発注者は、工事予算成立後、実施設計技術協力事業者（施工予定者）と見積合わせを行い、その金額が発注者の定める「基準（契約目標）金額」の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認のうえ、それらの条件が調った場合に工事請負契約を締結する。なお、実施設計技術協力事業者（施工予定者）から提出された見積金額が発注者の定める「基準（契約目標）金額」を超える場合は、その理由が発注者の都合によるもの及び特別な要因による価格の著しい変動（工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の通達があった場合）等の正当な理由がある場合において、医師会理事会にて承認された場合にのみ工事請負契約を締結する。ただし、工事請負契約の協議が調わなかった場合又は工事請負契約を締結するまでの間に参加資格を欠くと認めた場合は、次点者と工事請負契約の交渉を行うものとする。

7. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

（1）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可のうち、建築一式工事の特定建設業許可を受けている者。

（2）建築工事業について、建設業法第 27 条の 23 の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下、「経営事項審査」という。）を受けている者。

（3）経営事項審査の「建築一式」での総合評定値が 1,700 点以上である者。なお、この場合の総合評定値は、最新の審査基準日における総合評定値とする。

（4）平成 19 年 4 月 1 日以降、日本国内において元請として施工した一般病床数が 250 床以上かつ延床面積 23,000 平方メートル以上の免震構造の病院新築工事の完了施工実績を有する者。ただし、当該工事が共同企業体での施工の場合は、当該工事の出資比率が 50 パーセント以上の場合に限るものとする。

（5）税（国、都道府県、市町村）の滞納がないこと。

（6）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札制限を受けていない者であること。

（7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）第 21 条の規定による再

生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。

（8）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でない者。

（9）建設業法第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定に基づく営業停止処分期間中でない者。

（10）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（11）次の基準を満たす監理技術者を専任で配置できる者とする。

① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 平成 19 年 4 月 1 日以降、日本国内において元請として施工した一般病床数が 250 床以上かつ延床面積 23,000 平方メートル以上の免震構造の病院新築工事の監理技術者又は現場代理人又は担当技術者として従事した施工実績を有する者であること。ただし、当該工事が共同企業体での施工の場合は、当該工事の出資比率が 50 パーセント以上の場合に限るものとする。

③ 参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（3 か月以上継続した雇用関係）にあること。

（12）本プロポーザルの実施設計技術協力事業者（施工予定者）の選定及び実施設計の協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者。

（13）宮崎市郡医師会病院等建替整備基本・実施設計業務の受注者と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。

① 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本・実施設計業務の受注者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

② 代表権を有する役員が、宮崎市郡医師会病院等建替整備基本・実施設計業務の受注者の代表権を有する役員を兼ねている者。

（14）参加者からの応募は 1 点のみとする。

8. 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下、「祝休日」という。）には行わない。

項　目	日　程
公告	平成 29 年４月１日（土）
貸出資料（その１）交付期間	平成 29 年４月３日（月）～4 月 14 日（金）
質問受付開始	平成 29 年４月１日（土）
参加申込書等提出期間	平成 29 年４月１日（土）～4 月 14 日（金）
参加資格確認通知	平成 29 年４月 21 日（金）
貸出資料（その２）交付期間	平成 29 年４月 21 日（金）～7 月 14 日（金）
質問書提出期限	平成 29 年５月 12 日（金）
質問回答期限	平成 29 年５月 19 日（金）
VE 提案書の提出期限	平成 29 年６月２日（金）
VE 提案書の審査	平成 29 年６月下旬
VE 提案書の採否通知	平成 29 年７月３日（月）
技術提案書の提出期限	平成 29 年７月 14 日（金）
技術提案書の審査（ヒアリング）	平成 29 年７月 29 日（土）
審査結果通知	平成 29 年８月上旬

9. 事務局

〒880-0834
宮崎県宮崎市新別府町船戸 738-1
宮崎市郡医師会病院　建設推進課
TEL：0985-24-9119　　FAX：0985-23-2210
Mail：kikaku001@cure.or.jp
ホームページ：http://www.cure.or.jp/

10．参加申込書等の提出

参加する場合は、下記の書類を提出すること。

（1）提出書類

① 【様式１】参加申込書

② 【様式２】同種工事の施工実績

平成 19 年 4 月 1 日以降、日本国内において元請として施工した一般病床数が 250 床以上かつ延床面積 23,000 平方メートル以上の免震構造の病院新築工事の完了施工実績を 1 件記載すること。（ただし、当該工事が共同企業体での施工の場合は、当該工事の出資比率が 50 パーセント以上の場合に限るものとする。）なお、施工実績を確認するため、契約書等の写し（発注者、受注者、契約年月日及び履行期間が記載してある部分並びに病床数、免震構造が確認できる部分）及びコリンズ登録等（工事の内容が判断できるもの）の写しを添付すること。

③ 【様式３】監理技術者の実績等

ア　専任配置を予定する監理技術者について、保有資格及び平成 19 年 4 月 1 日以降、日本国内において元請として施工した一般病床数が 250 床以上かつ延床面積 23,000 平方メートル以上の免震構造の病院新築工事の監理技術者又は現場代理人若しくは担当技術者として従事した施工実績を病床数の多い順から 3 件まで記入すること。なお、監理技術者の施工実績が【様式 2】同種工事の施工実績と重複する場合は、【様式 2】に記載した同種工事の施工実績と同じ実績を【様式 3】監理技術者の実績等として記載しても良いこととする。

イ　専任配置を予定する監理技術者の保有資格を確認するために、資格証等の写し及び施工実績を確認するために、契約書等の写し（発注者、受注者、契約年月日及び履行期間が記載してある部分並びに病床数、免震構造が確認できる部分）及び施工経験を証明する書類としてコリンズ登録等の写しを添付すること。コリンズ等の記載内容で工事の施工実績等が不明な場合は、平面図、配置図、特記仕様書等を添付すること。

ウ　専任配置を予定する監理技術者は、当該組織と 3 か月以上継続した雇用関係があること。なお、監理技術者の雇用を確認する書類として、健康保険証等の写しを添付すること。

（2）作成要領

① 提出部数

【様式 1～3】　各１部　　【様式 1～3】については、PDF 形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

② 注意事項

ア　提出書類は、片面のみの使用とする。

イ　文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。

ウ　提出書類は、（1）提出書類に示す順に用紙左部をクリップ留めすること。

エ　提出する CD-ROM は、上段に「宮崎市郡医師会病院等建替整備実施技術協力業務」、下段に「参加者名」を記載すること。

（3）提出期限

平成 29 年４月 14 日（金）　午後５時まで

（4）提出場所

事務局

（5）提出方法

持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。持参の場合は、祝休日を除く午前 8 時 30 分から午後５時までとし、郵送の場合は期限までに事務局に到着したものに限る。

11．参加資格の確認通知

参加申込書等に基づいて、参加資格を審査し、その結果を平成 29 年４月 21 日（金）までに文書により通知する。

12．資料貸出

貸出資料は事務局にて CD-ROM 等の記録媒体にて交付する。その際には、【様式 20】秘密保持に関する誓約書を提出すること。なお、貸出資料（その１）は参加意思のある者に交付とするが、貸出資料（その２）ついては、参加資格があると認めた者のみの交付とする。

（1）貸出期間

貸出資料（その１）交付期間

平成 29 年４月３日（月）　午前８時 30 分から

平成 29 年４月 14 日（金）　午後５時まで

貸出資料（その２）交付期間

平成 29 年４月 21 日（金）　午前８時 30 分から

平成 29 年７月 14 日（金）　午後５時まで

資料貸出は、祝休日を除く午前８時 30 分から午後５時までとする。

（2）貸出場所

事務局

（3）返却期限

平成 29 年７月 14 日（金）　午後５時まで

資料返却は、祝休日を除く午前８時 30 分から午後５時までとする。

（4）貸出資料

貸出資料（その１）

① 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計説明書（PDF 形式）

ア　基本設計趣旨

意匠、構造、電気設備、機械設備の主な考え方

イ　工程表

② 基本設計一般図（PDF 形式）

※基本設計説明書の第７章に記載する基本設計図（配置図、平面図、立面図、断面図、求積図）ではなく、②基本設計一般図を最新の図面とすること。

貸出資料（その２）

① 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本計画（PDF 形式）（参考資料）

② 宮崎市郡医師会病院等建設地敷地計画図（PDF 形式）

③ 宮崎市郡医師会病院等建設地質調査報告書（PDF 形式）

④ 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等（PDF 形式）

ア　共通

工事区分表、特記仕様書

イ　意匠

配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、建具表

造り付け家具リスト、昇降機設備仕様書

ウ　構造

各階床梁伏図、軸組図、想定断面リスト

エ　電気設備

電源設備図、電力幹線設備図、照明設備図、防災設備図、自火報設備図

照明器具仕様、通信幹線設備図、通信機器仕様、避雷・接地設備図

オ　機械設備

配置図、空調機器リスト、中央監視システム図、衛生機器、器具リスト

消火設備図、医療ガス設備図、特殊排水処理設備図

13. 質問及び回答

質問の対象となる事項は、本プロポーザル実施要領及び貸出資料の細部説明及び補完する内容とする。なお、質問全てに回答できない場合がある。（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問には応じない。）

（1）提出書類

【様式 19】質問書

（2）提出期限

平成 29 年４月１日（土）から 平成 29 年５月 12 日（金） 午後５時まで

（3）提出方法

電子メールにて提出すること。なお、宛先の電子メールアドレスは kikaku001@cure.or.jp とする。メールの件名は、「技術協力業務質問書【事業者名】」とすること。

（4）質問書への回答

平成 29 年５月 19 日（金）までに参加者に電子メールにて回答する。

14. VE 提案書類の提出

VE 提案書類について、以下のとおり提出すること。

（1）VE 提案の範囲

VE 提案の範囲は、12. 資料貸出（4）貸出資料 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等に定める内容のうち、コスト縮減及び機能・品質の向上を図ることを目的に、機能を低下させずにコストを縮減できる提案とする。なお、提案は以下の事項に留意すること。

① 建築工事（意匠）

ア　宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等に定める適用基準、仕様、条件等を満たすこと。

イ　配置計画の変更を伴わないこと。

ウ　平面図の間取りの変更を伴わないこと。

エ　外観デザインの変更を伴わないこと。

② 建築工事（構造）

宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等に定める適用基準、仕様、条件等を満たすこと。

③ 電気設備工事

宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等に定める適用基準、仕様、条件等を満たすこと。提案する場合は、LCC（ライフ・サイクル・コスト）への影響も明示すること。

④ 機械設備工事

宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等に定める適用基準、仕様、条件等を満たすこと。提案する場合は、室内温熱環境、空調送風の残風速、LCC（ライフ・サイクル・コスト）への影響も明示すること。

⑤ 外構工事

配置計画の変更を伴わないこと。原則として機能（意匠、強度、耐久性、耐候性）が低下する変更を伴わないこと。

（2）VE 提案として認められない各工事共通事項

VE 提案として認められない各工事の範囲は以下のとおりとする。

① 機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。

② 事業計画に影響を与えるもの。

③ 防災性、安全性の低下を伴うもの。

④ 環境性能が低下し、環境負荷、周辺地域への工事中の騒音・振動等が増加するもの。

⑤ 維持管理する際に困難を伴うもの及び LCC（ライフ・サイクル・コスト）の増加が予想されるもの。

⑥ 本プロポーザルにおける技術提案が成立しないもの。

⑦ 関連工事に影響を与える提案及び工事請負金額が関連工事を含め低減にならないもの。

⑧ 提案内に関連性が認められない、若しくは関連性の低い複数の提案が含まれると考えられるもの。

⑨ その他、VE 提案の範囲に著しく相違するもの。

（3）提出書類

① 【様式４】VE 提案採否申請書

② 【様式５】VE 提案書総括表

③ 【様式６】VE 提案書

④ 【任意書式】VE 提案内訳明細書

（4）作成要領

① 提出部数

【様式 4～6】、【任意書式】VE 提案内訳明細書　各１部　　【様式 4】については、PDF 形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。また、【様式 5～6】、【任意書式】VE 提案内訳明細書については、エクセル形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

② 注意事項

ア　文字サイズは 10.5pt 以上とし、片面のみの使用とする。

イ　VE 提案書は 1 項目の提案につき、A3 用紙 1 枚に記載すること。

ウ　VE 提案書は 30 項目まで提案できるものとし、優先度の高いものから順に記載すること。

エ　VE 提案書は基本設計に定める内容と VE 提案内容について、対比できるように記載すること。

オ　VE 提案書は VE 提案前の当初設計の概算工事費（諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）及び VE 提案を行うことにより生じる VE 提案後の概算工事費（諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）並びに VE 提案前の概算工事費から VE 提案後の概算工事費を減算した VE 提案効果金額（諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）を記載すること。

カ　VE 提案書の備考欄には、VE 提案の条件及び効果の内容を記載すること。

キ　VE 提案内訳明細書は、実施設計技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能となるように作成すること。なお、VE 提案内訳明細書は、実施設計期間におけるコストコントロールの根拠として活用する。

ク　VE 提案内訳明細書は、VE 提案書ごとに作成して添付すること。VE 提案内訳明細書の構成は、VE 提案前の当初設計の概算工事費（概算工事内訳明細書を含む、諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）及び VE 提案を行うことにより生じる VE 提案後の概算工事費（概算工事内訳明細書を含む、諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）並びに VE 提案前の概算工事費から VE 提案後の概算工事費を減算した VE 提案効果金額（諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）とする。諸経費は VE 提案ごとに計上すること。なお、VE 提案内訳明細書の作成にあたっては、【様式 17】概算工事費見積内訳書の「VE 提案内訳明細書（作成例）」シートを参考にして、若しくは複製して作成すること。

ケ　VE 提案書は、基本設計図書に基づいて提案を求めるものであり、現段階での詳細工法や材料の指定を確定するものではない。実施設計前の VE 提案になるため、金額比較や技術提案等による効果測定が難しいと考えられるが、内容が未確定のため、より提案の範囲を拡げることが可能となりコスト縮減の効果が期待されると考えられる。また、実施設計技術協力事業者（施工予定者）の独自の技術（免震工法など特許技術等を含む。）については、評定等の手続きが未済なため、柔軟に設計への導入が可能と考えられる。そのため、構造等の変更も可能とするが、大幅な平面計画の変更は認めないものとする。

コ　VE 提案は、その後の工事において提案する内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

サ　採用された VE 提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、計画通知申請上、提案者をその他設計者とする。なお、提案者が計画通知申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。

シ　実施設計技術協力事業者（施工予定者）は、技術提案書等の審査及びプレゼンテーション等を通じて採用された VE 提案について、実施設計における技術協力業務の期間に当該 VE 提案を設計者が全て実施設計に反映することに対して、技術資料等の提供を行うこと。なお、発注者及び設計者の責によらず、採用された VE 提案が実施設計に反映できない場合は、当該 VE 提案採用金額の変更は行わないものとする。

ス　提出書類は、各項目における記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」等、各様式に記載すること。

（5）提出期限

平成 29 年６月２日（金）　午後５時まで

（6）提出場所

事務局

（7）提出方法

ア　持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。持参の場合は、祝休日を除く午前８時 30 分から午後５時までとし、郵送の場合は期限までに事務局に到着したものに限る。

イ　提出書類は、（3）提出書類に示す順に用紙左部をクリップ留めすること。

ウ　提出する CD-ROM は、上段に「宮崎市郡医師会病院等建替整備実施技術協力業務」、下段に「参加者名」を記載すること。

15. VE 提案書の審査

提出された VE 提案書について、採否を審査する。

（1）VE 提案の審査

平成 29 年６月下旬

（2）審査

VE 提案の採否は、選定委員会で決定し、提案項目毎に、採用（◯）、条件付き採用（△）、不採用（×）で判定する。条件付き採用については、提案者側で採否を検討し、採用する場合は、VE 提案採用による削減額に反映させることとする。

（3）審査結果の通知

VE 提案採否の結果は、平成 29 年７月３日（月）までに書面にて提案者に通知する。条件付き採用及び不採用とした VE 提案については、その理由を付して通知する。

なお、審査に関する問い合わせ及び採否に関する異議申立ては一切受け付けない。

16. 技術提案書の提出

技術提案書類について、下記のとおり提出すること。

（1）提出書類

① 【様式 7】技術提案等提出書

② 【様式 8】実施設計技術協力業務担当者名簿

実施設計技術協力事業者（施工予定者）として選定された場合、実施設計段階に発注者及び設計者との技術協力業務を行う担当者を記入すること。

③ 【様式 9】工事の施工実施方針

施工計画、施工体制のほか、社内的な取り組み等について、文章及びそれを補足する図や図表等を用いて具体的に記載すること。

④ 【様式 10】実施設計段階において設計者とのスムーズな連携を図るための具体策

ＥＣＩ方式の特徴を理解し、実施設計において発注者及び設計者とスムーズな連携を図るための具体策について文章及びそれを補足する図や図表等を用いて具体的に記載すること。

⑤ 【様式 11】工事工程表

工事の概略工程表を作成すること。なお、工期短縮に関する提案がある場合は、工期短縮を行ったことがわかるように工程表を作成すること。

⑥ 【様式 12】工事管理に係る技術的所見、総合仮設計画書、工事期間中の周辺環境への配慮に関する提案

ア　工事管理に係る技術的所見では、本工事における課題及び問題点として考えられる内容について提示し、その課題及び問題点に対する解決方法について、文章及びそれを補足する図や図表等を用いて具体的に記載すること。

イ　総合仮設計画書では、仮設計画を図示し、安全上必要となる事項等の説明を記載すること。

ウ　工事期間中の周辺環境への配慮に関する提案では、工事期間中の安全性の担保、周辺道路の交通問題、その他周辺環境への配慮について記載すること。

⑦ 【様式 13】施工中の工事品質を確保するための提案、ライフサイクルコストについての具体的な提案、竣工後の建物の品質を確保するための提案

ア　施工中の工事品質を確保するための現実性のある提案、具体的な提案等を記載すること。なお、提案項目名、提案範囲の区分（工事種目・部位）、提案内

容、提案理由、実施方法、提案を実施した場合の効果、実施事例（過去にある場合）、検証方法、その他必要と考える事項について、具体的に記載すること。

イ　ライフサイクルコストについての具体的な提案では、建物の長寿命化、イニシャルコスト、ランニングコストの削減における適正なライフサイクルコストについて、文章及びそれを補足する図や図表などを用いて具体的に記載すること。

ウ　竣工後の建物の品質を確保するための提案では、工事施工事業者として、竣工後の建物の品質を確保するための現実性のある提案、具体的な提案等を記載すること。なお、提案内容、提案理由、実施方法、実施事例（過去にある場合）、その他必要と考える事項について、具体的に記載すること。

⑧ 【様式 14】その他自由提案

⑨ 【様式 15】市内建設業者の積極的な活用提案、市内での資材等の積極的な購入提案、建設業以外の市内業者の積極的な活用提案

ア　市内建設業者の積極的な活用提案では、市内建設業者の積極的な活用について、直接的及び間接的に関わる具体案と、その経済効果を可能な限り数値化し、検証方法も記載すること。

イ　市内での資材等の積極的な購入提案では、直接的及び間接的に関わる具体案と、その経済効果を可能な限り数値化し、検証方法も記載すること

ウ　建設業以外の市内業者の積極的な活用提案では、建設業以外の市内業者の積極的な活用について、直接的及び間接的に関わる具体案と、その経済効果を可能な限り数値化し、検証方法も記載すること。

⑩ 【様式 16】概算工事費見積書

採用された VE 提案項目については、当該 VE 提案に基づく見積りを行い、採用されなかった VE 提案は見積りに反映させてはならない。

⑪ 【様式 17】概算工事費見積内訳書

見積書の根拠となる概算工事費見積内訳書を添付すること。見積価格は消費税及び地方消費税を含まない額とし、必要に応じて見積項目を追加・修正し、備考欄には採用及び条件付き採用された VE 提案番号を記載すること。なお、作成する際には、VE 提案前の当初設計の概算工事費（概算工事内訳明細書を含む、諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）及び VE 提案を行うことにより生じる VE 提案後の概算工事費（概算工事内訳明細書を含む、諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）並びに VE 提案前の概算工事費から VE 提案後の概算工事費を減算した VE 提案効果金額（諸経費を含む、消費税及び地方消費税額を含まない。）を記載すること。

⑫ 【任意書式】概算工事費見積内訳明細書

ア 概算工事費見積内訳明細書の書式については、参加者の任意書式とする。ただし、会社名、ページ数／全体ページ数を各ページのフッターに記載すること。

イ 概算工事費見積内訳明細書は、項目、内容、単位、数量、単価、金額を記載し、仕上げ工事については必ず外部、内部を分けて記載すること。また、建具についても同様に外部、内部を分けて記載すること。

ウ 一式工事と記載する場合は、歩掛等の一式工事根拠を概算工事費見積内訳明細書に反映すること。

エ 共通仮設工事、直接仮設工事は一式計上しないこと。なお、一式工事と計上された項目は、発注者側が意図した全ての項目が含まれているものとする。

オ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は行わないこと。

カ 概算工事費見積内訳明細書は、実施設計技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能となるように作成すること。なお、概算工事費見積内訳明細書は、実施設計期間におけるコストコントロールの根拠として活用する。

キ 宮崎市郡医師会病院等建替整備基本設計図面等に含まれる内容を承知したうえで、当該基本設計図面等に表記されていない場合でも、本工事を完成するために必要になる全ての材料及び作業並びに施工するうえで必要とされる事項等を想定し、概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書並びに概算工事費見積内訳明細書に反映すること。

⑬ 【様式 18】 実施設計技術協力業務委託見積書

見積金額は、消費税及び地方消費税額を含まない額とすること。

⑭ 【様式 5】 VE 提案総括表

採用及び条件付き採用された VE 提案については、「K 列 概算工事費見積に反映した提案 ⑩欄」に○を記載すること。

（2）作成要領

① 提出部数

【様式 5】 1 部 【様式 5】については、エクセルデータ形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

【様式 7～8】 各 1 部 【様式 7～8】については、PDF 形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

【様式 9～15】 各 1 部 【様式 9～15】については、PDF 形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

【様式 16】 1 部 【様式 16】については、PDF 形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

【様式 17】　５部　　【様式 17】については、エクセルデータ形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

【任意書式】概算工事費見積内訳明細書　５ 部　　概算工事費見積内訳明細書については、エクセルデータ形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

【様式 18】　１部　　【様式 18】については、PDF 形式の電子データとしても CD-ROM 等の記録媒体にて提出すること。

② 注意事項

ア　【様式 7】技術提案等提出書、【様式 8】実施設計技術協力業務担当者名簿、【様式 16】概算工事費見積書、【様式 17】概算工事費見積内訳書、【任意書式】概算工事費見積内訳明細書、【様式 18】実施設計技術協力業務委託見積書を除き、各様式には参加者が特定できるような表現は避けること。

イ　提出書類は、片面のみの使用として、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

ウ　【様式 9～15】については、A３用紙横向で１枚にまとめて作成すること。

エ　文字の大きさは 10.5pt 以上とする。

オ　文章を補完するための図、表、スケッチ等の使用も可とする。

カ　提出書類は、各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合は、「記載に該当する提案なし」等、各様式に記載すること。

キ　提出書類は、（1）提出書類に示す順に用紙左部をクリップ留めすること。

ク　提出する CD-ROM は、上段に「宮崎市郡医師会病院等建替整備実施技術協力業務」、下段に「参加者名」を記載すること。

（3）提出期限

平成 29 年７月 14 日（金）　午後５時まで

（4）提出場所

事務局

（5）提出方法

持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。持参の場合は、祝休日を除く午前 8 時 30 分から午後５時までとし、郵送の場合は期限までに事務局に到着したものに限る。

17．技術提案書の審査（ヒアリングの実施）

提出された技術提案書を基に、建設に対する能力等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査する。当日の留意事項等については、別途通知する。

（1）開催日

平成 29 年７月 29 日（土）　（予定）

（2）開催場所

宮崎市郡医師会　２階　視聴覚室

（3）出席者

【様式 3】に記載する監理技術者及び【様式 8】に記載する責任者（リーダー）を含む５名以内とする。

（4）プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書の説明 30 分以内、質疑を含め 50 分以内とする。なお、パワーポイント等を使用するスクリーンを使用した説明を認めるが、採用された技術提案等の内容から逸脱した説明は認めないこととする。その際に使用するパソコン及びプロジェクター等の機材については発注者が準備する。

（5）ヒアリング順

ヒアリングは、技術提案書類の提出のあった者から選定委員会の委員長のくじ引きにより順番を決定する。

（6）審査

審査基準の項目に基づき審査を行い、評価点数が最も高い最優秀者（第１施工予定者）及び次点者（第２施工予定者）を選定する。なお、評価点数が最も高い者が２者以上ある場合は、このうち概算工事費見積価格が最も低い者を最優秀者（第 1 施工予定者）とする。それでも順位が決定しない場合は、選定委員会の委員による投票により決定するものとする。

（7）審査結果の通知

審査結果は、平成 29 年 8 月上旬までに文書にて通知するとともに、最優秀者及び次点者を医師会病院ホームページに公表する。なお、審査に関する問い合わせ、異議申立ては一切受け付けないものとする。

18. その他留意事項

（1）審査及び評価等に係る基準日は、公告の日時点とする。

（2）必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

（3）提案書及び契約手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

（4）提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

（5）提出された書類は、参加者に返却しない。

（6）参加表明書等の提出後に辞退する場合は、速やかに、【様式 21】辞退届を持参により提出すること。

（7）提出された提案書類は、事業者の選定に関わる公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、参加者の提案書類については、本事業内容の公表時及び発注者が必要と認める時には、その全部又は一部を使用できるものとする。

（8）公表している資料を除き、発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用、第三者に提供してはならない。

（9）参加者名、採点等審査結果については、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

（10）提出された概算工事費見積価格が、発注者が別に定める基準（契約目標）金額を超える場合に失格となるものではない。ただし、概算工事費見積価格は評価事項となっていることに留意すること。

（11）専任配置を予定する【様式 3】に記載する監理技術者及び【様式 8】に記載する実施設計技術協力業務担当者について、原則として変更することはできない。ただし、病気や退職等の特別な理由があると認められる場合はこの限りではない。なお、変更する際は、発注者が同等以上の能力を有すると認める者に限る。

（12）次のいずれかに該当した者は失格とする。

① 技術提案等の必要な書類を提出しない者

② プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない者

③ 参加資格要件を満たしていないと判断される者

④ 審査の公平性を害する行為を行った者

⑤ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した者

⑥ 建設推進委員会の委員又は関係者に直接、間接を問わずに接触を求めた者

⑦ その他、本プロポーザルに関して不適格な行為があった者

（13）提出書類が、次のいずれかに該当する場合は提出書類が無効となり、参加資格を失うことがある。

① 提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合

② 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合

宮崎市郡医師会病院等建替整備実施設計
技術協力事業者（施工予定者）選定プロポーザル審査基準

審査項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点	様式
企業評価（20 点）	企業の姿勢及び技術力（20 点）	監理技術者の施工実績	4	様式３
		監理技術者の業務実績	6	
		監理技術者の資格	4	
		実施設計技術協力業務担当者	6	様式８
提案評価（40 点）	技術提案（40 点）	工事の施工実施方針	6	様式９
		実施設計段階において設計者とのスムーズな連携を図るための具体策	10	様式 10
		工事工程表	6	様式 11
		工事管理に係る技術的所見	6	様式 12
		総合仮設計画書		
		工事期間中の周辺環境への配慮に関する提案		
		施工中の工事品質を確保するための提案	6	様式 13
		ライフサイクルコストについての具体的な提案		
		竣工後の建物の品質を確保するための提案		
		その他自由提案	6	様式 14
経済性評価（40 点）	市内経済の活性化対策（10 点）	市内建設業者の積極的な活用提案	10	様式 15
		市内での資材等の積極的な購入提案		
		建設業以外の市内業者の積極的な活用提案		
	VE 提案・見積価格（30 点）	VE 提案	15	様式 16
		見積価格	15	様式 16
合　計			100	

（1）企業の姿勢及び技術力　（配点×評価係数）

① 監理技術者の施工実績（配点４点）

平成１９年４月１日以降、日本国内において元請として施工した一般病床数が250床以上かつ延床面積 23,000 平方メートル以上の免震構造の病院新築工事の監理技術者又は現場代理人若しくは担当技術者として従事した施工実績。

施工実績（件）	評価係数
3	1.0
2	0.5
1	0.0

② 監理技術者の業務実績（配点６点）

平成１９年４月１日以降、日本国内において元請として施工した一般病床数が250床以上かつ延床面積 23,000 平方メートル以上の免震構造の病院新築工事の監理技術者又は現場代理人若しくは担当技術者として従事した業務実績。（1 つの実績に対する配点は２点とし、３件の実績毎に下表より算出した評価点の合計とする。）

業務実績	評価係数
監理技術者	1.0
現場代理人	0.5
担当技術者	0.0

③ 監理技術者の資格（配点４点）

一級建築士、一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士、技術士（建設部門）の保有資格数。

保有資格数	評価係数
4	1.0
3	0.5
2	0.25
1	0.0

④ 実施設計技術協力業務担当者（配点６点）

担当者	評価係数
技術協力担当者を複数人配置している。また、実施設計技術協力業務期間中に配置を予定する責任者(リーダー)として、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有しており、かつ、７．参加資格（11）②に示す構造・規模の病院設計の実績を有する者を配置している。 ※当該実績が共同企業体での施工の場合は、当該工事の出資比率が 50 パーセント以上の場合に限るものとする。 ※配置を予定する責任者（リーダー）の保有資格を確認するために、資格証等の写し及び当該実績を確認するために、契約書等の写し（発注者、受注者、契約年月日及び履行期間が記載してある部分並びに病床数、免震構造が確認できる部分）を添付すること。	1.0
技術協力担当者を複数人配置している。 ※配置を予定する者の保有資格を確認するために、資格証等の写しを添付すること。	0.5
技術協力担当者が１名配置されている。 ※配置を予定する者の保有資格を確認するために、資格証等の写しを添付すること。	0.25

（2）技術提案　（配点×評価係数）

① 工事の施工実施方針（配点６点）
② 実施設計段階において設計者とのスムーズな連携を図るための具体策（配点 10 点）
③ 工事工程表（配点６点）
④ 工事管理に係る技術的所見、総合仮設計画書、工事期間中の周辺環境への配慮に関する提案（配点６点）
⑤ 施工中の工事品質を確保するための提案、ライフサイクルコストについての具体的な提案、竣工後の建物の品質を確保するための提案（配点６点）
⑥ その他自由提案（配点６点）

上記①～⑥までの評価事項及び評価係数は、下表のとおりとする。

評価	評価事項	評価係数
5	非常に優れている	1.0
4	優れている	0.7
3	普通	0.5
2	やや劣っている	0.2
1	劣っている	0.0

（3）市内業者活用等　（配点×評価係数）

① 市内建設業者の活用提案、市内での資材等の購入提案、建設業以外の市内業者の積極的な活用提案　（配点 10 点）

評価事項及び評価係数は、下表のとおりとする。

評価	評価事項	評価係数
5	非常に優れている	1.0
4	優れている	0.7
3	普通	0.5
2	やや劣っている	0.2
1	劣っている	0.0

（4）VE 提案・見積価格

① VE 提案　（配点 15 点）

採用された VE 提案効果金額の合計金額を相対評価する。

採点の計算式	配点（15 点）×（評価する提案者の VE 提案効果金額の合計金額／VE 提案効果金額の合計金額が最も高い提案者の金額）＝評価点（小数点第 2 以下四捨五入とする。）

② 概算工事費見積価格（配点 15 点）

基準（契約目標）金額と提案される概算工事費見積価格との比率（以下、「見積提案率」という。）により、次表により価格採点を算出する。なお、価格採点は小数点以下第 2 位を四捨五入する。

見積提案率（%）　＝　概算工事費見積価格／基準（契約目標）金額　×　100

価格採点	**100%≦見積提案率** 見積提案率が 100%以上の場合は価格採点を 0 点とする。
	90%＜見積提案率＜100%　における評価点 見積提案率が 100%と 90%をとおる直線式により算出される以下の y の値を価格採点とする。 価格採点算定式　y ＝ b ×（1 － x/ a） x ：（見積提案率 － 90）% y ： 価格採点　a ＝ 10%　　b ＝ 15 点
	見積提案率≦90% 見積提案率が 90%以下の場合は 15 点として一定とする。

※価格は消費税及び地方消費税額を除く

※見積提案率及び評価点は、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

価格採点のイメージは次のとおり。

【例 1】見積提案率が 97.5%だった場合

x：(97.5−90.0) % ＝ 7.5%

a ＝ 10%　　b ＝ 15 点

y ＝ 15 ×（1 - 7.5 / 10）

＝ 3.8 点

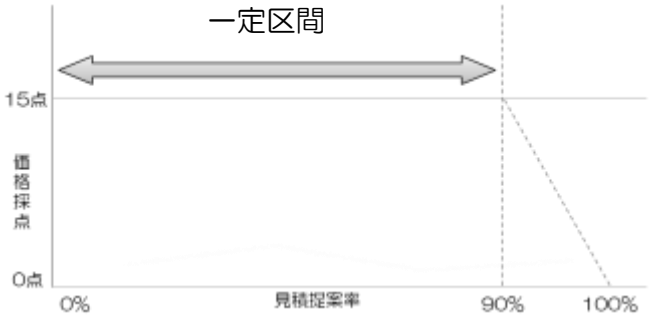

【例２】1%ごとの評価点

見積提案率（%）	採点
91.0	13.5
92.0	12.0
93.0	10.5
94.0	9.0
95.0	7.5
96.0	6.0
97.0	4.5
98.0	3.0
99.0	1.5